



令和5年4月から



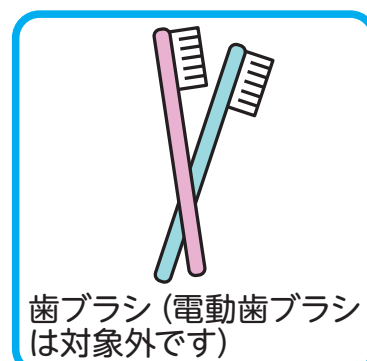
プラスチック製品を
燃やすごみから
資源ごみへ!

プラスチック製品の 分別回収がスタートします。

令和5年4月から家庭ごみのプラスチックごみの出し方が、次のように変わります。

プラスチック製品 を **プラスチック製の「容器」と「包装」** と一緒に**入れて**お出してください。

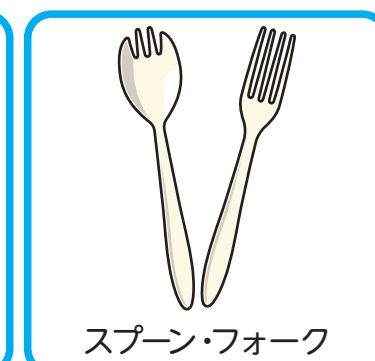
プラスチック製品 (新たに分別回収するプラスチック製品の例)



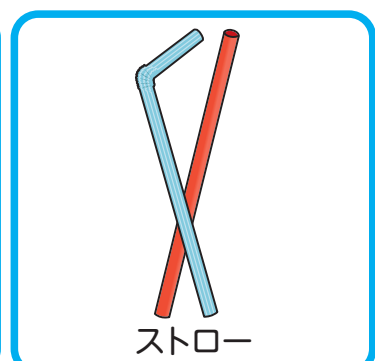
歯ブラシ (電動歯ブラシは対象外です)



クリーニング袋



スプーン・フォーク



ストロー



プラスチック製の 「容器」と「包装」



資源ごみ



収集日は
プラスチック製の
「容器」と「包装」と
同じ日です。

民間業者が収集するマンションの場合



無色透明又は白色透明の袋
ごみの出し方の詳細は、マンション
管理会社へお問い合わせください。

市民しんぶん区版(令和5年3月15日号)挟み込みでもお知らせします。

詳しくは [京都市 分別回収スタート](#)

[検索](#)

問合せ先：京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
TEL:075-222-3946 FAX:075-213-0453 令和5年1月 京都市印刷物 第042247号
京都市広報板掲示期間:令和5年1月16日～末日



この印刷物が不要になれば、
「雑がみ」として古紙回収へ!



京都市
CITY OF KYOTO

